

# Singapore Budget 2020

シンガポール

## 2020 年税制等の第 4 追加措置概要 (日本語要約)

Phoenix Accounting Singapore Pte. Ltd.

May 2020

**PHOENIX ACCOUNTING SINGAPORE PTE. LTD.**

50 Raffles Place, #25-03,

Singapore 048623

Tel (65) 6202 0330

<https://www.sg.px-acc.com/>

# まえがき

コロナウィルスの感染による経済への影響が続く中、2020年5月26日に、シンガポール政府から再度の財政出動がアナウンスされました。

世界の一部では感染の落ち着きにより経済活動の再開の動きがみられ、シンガポールも6月1日をもってサーキットブレーカーを終了させるものの、経済再開は3段階に分けて行われます。その第1段階は完全な経済活動の再開ではなく、自宅勤務を原則とすること、ショッピングモールは閉鎖されたままであること、飲食店も店内での飲食は禁止されたままであることなど、相当の制限が加わったままとなっています。

このような中、シンガポールのGDPの成長率の予測もマイナス1~4%から、マイナス4~7%へと見通しが悪化してきており、3月の失業率は3.3%と2009年以来の高い率となっています。

シンガポール政府は、経済活動の再開による感染の再拡大を警戒し、経済の回復も早いペースではなされないという判断のもと、再度の財政出動に踏み切っています。

弊社の日本語概要は税制改正に関するアップデートを目的としていますが、本第4追加措置においては税制上の改正はありません。しかしながら、シンガポールの経済環境や、税制以外での日系企業への影響を鑑み、その一部を日本語での概要としてお伝えするものです。

一部の項目につきましては、日系企業への影響が少ないものとして省略した部分がありますことをご了承下さい。また、内容を簡潔に説明することに重点を置いていますので、制度の詳細、諸条件についても省略している部分があります。詳細については、弊事務所までお問い合わせ下さい。

# 追加予算措置

## 1. Jobs Support Scheme の更なる拡大

JSS は 9 か月にわたって、企業が支払う現地人（シンガポール人およびシンガポール永住者）の給与に対して補助金を支給するものでしたが、以下のとおりに拡大措置が取られました。

- ① 支給対象期間が 10 か月分になり、対象月が 1 か月追加されました。
- ② 4 月及び 5 月までの JSS はサーキットブレーカーの実施により全産業が 75% のサポートになっていましたが、6 月 2 日以降の経済再開後においても事業の再開が禁止されている事業に関しては、引き続き 75% が適用されます。
- ③ 補助金率 75% の適用対象業種に建造環境業が追加されました。

以下は現状の制度のまとめとなります。

[補助金額]

| 業種                 | 補助金率 | 対象給与上限                | 対象期間       |
|--------------------|------|-----------------------|------------|
| 全業種（以下を除く）         | 25%  | 4,600<br>シンガポール<br>ドル | 10 か月間     |
| 食品および飲食業           | 50%  |                       | 10-12/2019 |
| 航空および観光業、<br>建造環境業 | 75%  |                       | 2-8/2020   |

注) 4 月及び 5 月は全産業、6 月以降 8 月までは活動が禁止されている業種には上記にかかわらず 75% の補助金となります。

[支給時期等]

| 対象期間       | 支給日        |
|------------|------------|
| 10-12/2019 | 4/2020 *1  |
| 5/2020     | 5/2020 *2  |
| 2-4/2020   | 7/2020 *1  |
| 5-8/2020   | 10/2020 *2 |

\*1 2020 年 4 月の給与については全産業で 75% の補助とするため、2019 年 10 月の補助金を 75% の補助金率で支給し、4 月分の実績にて 7 月支払分で調整する。

\*2 2020 年 5 月の給与についても全産業で 75% の補助とするため、2019 年 11 月の補助金を 75% の補助金率で支給し、5 月分の実績にて 10 月支払い分で調整する。

## 2. 政府保有不動産のテナントへの賃料免除

政府保有の賃貸用不動産に入居しているテナントに対して賃料の免除が行われましたが、その範囲を免除額が以下のようにさらに拡大されました。

| 対象  | 前回までの措置                | 今回の改正後                 |
|---|------------------------|------------------------|
| ホーカーセンター  | 3 か月免除<br>(最低月 S\$200) | 5 か月免除<br>(最低月 S\$200) |
| 商業テナント<br>(ホテル、飲食、小売、医療など)                          | 2 か月<br>免除             | 4 か月<br>免除             |
| その他の非居住テナント<br>(産業、農業、オフィス、サイエンス<br>パーク、ガソリンスタンドなど) | 1 か月<br>免除             | 2 か月<br>免除             |

## 3. 私有不動産の中小企業テナントへの賃料支援

前回までの予算措置では政府保有の不動産への賃料免除が行われている一方で、それ以外の私有不動産に対しては固定資産の免除のみが行われ、テナントへの支援が明確ではありませんでした。

今回の措置では、中小企業のテナント（例えば年間の売り上げが SGD100 mil= 約 75 億円以下で、一定の賃貸借契約を 2020 年 3 月 25 日以前に締結している）が入居する不動産オーナーへの補助金への支給が 7 月末までに行われることとなります。なお、これらの固定資産の減免や補助金については、テナントへその利益を移転することが法的に定められています。

当該補助金は政府から自動的に計算され支給されますが、中小企業への賃料相当分が計算されていない場合は、不動産のオーナーは、別途 IRAS に申請することになります。

当該賃料減免の全体像は以下の通りです。

|                  | 一定の商業施設                       | その他の非居住用不動産                   |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 実施済みの<br>固定資産税免除 | 100%固定資産免除<br>(約 1.2 ヶ月分賃料相当) | 30%固定資産免除<br>(約 0.36 ヶ月分賃料相当) |
| 今回の政府補助金         | 0.8 ヶ月分賃料相当<br>の補助金           | 0.64 ヶ月分賃料相当<br>の補助金          |
| 合計               | 約 2 か月分賃料相当                   | 約 1 か月分賃料相当                   |

ちなみに、例えば上記の一定の商業施設で、大幅な売上の減少があったテナントには、政府（上記の 2 か月）と不動産オーナーが負担を折半し、合計で 4 か月分の賃料が免除されるような法改正を進めており、6 月中に詳細が公表される見通しです。

**PHOENIX ACCOUNTING SINGAPORE PTE. LTD.**

50 Raffles Place, #25-03,

Singapore 048623

Tel (65) 6202 0330

<https://www.sg.px-acc.com/>

#### 4. e ペイメントの促進

ホーカーセンターやコーヒーショップ、工場の食堂等において、QR コードを用いた非接触型の支払い手段の導入を推進する補助金が創設されます。

この e ペイメントは既に 2019 年 6 月にシンガポール国内で統一化したシステムとして導入が開始されたものですが、コロナウィルスの感染対策としても有効であるため、支払時の接触を避ける方法として推進するものです。

この導入にあたって、SGD1,500 の補助（5 か月にわたって月 SGD300）がなされます。但し、継続的なシステムの利用と、月当たりの最低取引数の条件が付されることとなります。

また、システムは民間の支払いシステム（DBS などの銀行系や Grab Pay など）と連携するものですが、0.5%の取引手数料についても 2023 年 12 月 31 日まで政府が負担をすることとなります。

この補助金の対象となる範囲は明確に示されていないため、導入したい場合は当局に問い合わせる必要があります。

#### 5. デジタル化に対する補助金

サーキットブレーカー後においても消費者と対面する飲食業、小売業については、顧客および業務の安全性を確保するためのデジタル化が急務であることから、以下のカテゴリー別にソリューションを導入した場合は、最大 SGD10,000 の補助金が支給されます。

| 業種  | 基本                    | カテゴリー1<br>Business<br>Process Solution | カテゴリー2<br>Digital presence    | カテゴリー3<br>Data-driven<br>operation |
|-----|-----------------------|--|-------------------------------|------------------------------------|
|     | 補助金額                  | SGD 2,500                              | SGD 2,500                     | SGD 5,000                          |
| 飲食業 | PayNow<br>e-invoicing | 会計<br>人事/給与 及び<br>デジタル<br>オーダー         | オンライン・デ<br>リバリー<br>又は<br>E 購買 | データマイニン<br>グ分析                     |
| 小売業 | PayNow<br>e-invoicing | 会計<br>人事/給与 及び<br>在庫管理                 | E コマース                        | データマイニン<br>グ分析                     |

適用条件などの詳細は後日公表されることとなっています。

## 6. 雇用助成金

コロナウィルスの感染拡大への影響を受けた労働者を支援するプログラムとして、SGUnited Jobs and Skills Packageにより10万人規模の雇用の増加を支援することとしています。

このパッケージには、公的機関の雇用増加の他、民間の雇用促進、公的研修制度の拡充などが含まれていますが、一定の再訓練・研修プログラムに対応した雇用については、以下の雇用助成金が支給されます。

- ・ 40歳以上の雇用：給与の40%を6か月間（上限SGD12,000）
- ・ 40歳未満の雇用：給与の20%を6か月間（上限SGD 6,000）

以 上